平成二十四年度において「平成二十四年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十五年二月二十六日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成二十四年度国の一般会計の予備費及び経済危機対応・地域活性化予備費並びに東日本大震災復興特別会計予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成二十四年十一月三十日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）及び「平成二十四年度国の一般会計の予備費及び経済危機対応・地域活性化予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成二十四年十二月二十六日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十四年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十五年度において「平成二十五年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十六年二月六日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十五年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十六年度において「平成二十六年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十七年二月三日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十六年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十七年度において「平成二十七年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十八年一月二十日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十七年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十八年度において「平成二十八年度補正予算（第一号）により創設された一般会計熊本地震復旧等予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成二十八年七月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成二十八年度国の補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」（平成二十八年十月十一日付け各都道府県財政担当課、各

平成二十四年度において「平成二十四年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十五年二月二十六日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成二十四年度国の一般会計の予備費及び経済危機対応・地域活性化予備費並びに東日本大震災復興特別会計予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成二十四年十一月三十日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）及び「平成二十四年度国の一般会計の予備費及び経済危機対応・地域活性化予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成二十四年十二月二十六日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十四年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十五年度において「平成二十五年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十六年二月六日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十五年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十六年度において「平成二十六年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十七年二月三日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十六年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十七年度において「平成二十七年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十八年一月二十日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十七年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十八年度において「平成二十八年度補正予算（第一号）により創設された一般会計熊本地震復旧等予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成二十八年七月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成二十八年度国の補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」（平成二十八年十月十一日付け各都道府県財政担当課、各